

**第五十五条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の利用をしようとする者が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行つよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第五十六条** 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者（以下この条において「一般相談支援事業者等」という。）が利用者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者等に利用者又はその家族を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

**第五十七条** 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情（以下この条において「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び苦情に関し知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事若しくは市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な

改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、市町村、知事又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を当該市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十八条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十九条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第六十条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十一条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

二 施設障害福祉サービス計画に係る記録

三 第四十四条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第五十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第五十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十九条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

### 第五章 雑則

(規則への委任)

第六十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

**第二条** 平成十八年九月三十日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条第二号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令第一条第三号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者

授産施設」という。) (それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。) において、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第一項の多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

**第三条** 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮 (それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。) において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号イの規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

**第四条** 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設 (旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の規定の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮 (それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。) において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設 (それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。) において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

3 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

**第五条** 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成二十二年法律第七十一号) 第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等であつて同日後に

指定障害者支援施設となるものについての第九条第二項第二号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

**第六条** 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

**第七条** 平成二十四年三月三十一日において現に存する旧知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第二号トの規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

(廊下幅の経過措置)

**第八条** 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第八号の規定の適用については、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

2 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第八号の規定は、適用しない。

3 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第八号ロの規定は、適用しない。

**第九条** 平成二十四年三月三十一日において現に存する旧知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更を

した部分については、この限りでない。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十一号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 療養介護（第四条―第三十二条）
- 第三章 生活介護（第三十三条―第五十条）
- 第四章 自立訓練（機能訓練）（第五十一条―第五十五条）
- 第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）
- 第六章 就労移行支援（第六十一条―第六十九条）
- 第七章 就労継続支援A型（第七十条―第八十四条）
- 第八章 就労継続支援B型（第八十五条―第八十七条）
- 第九章 多機能型に関する特例（第八十八条―第九十条）
- 第十章 雑則（第九十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 常勤換算方法 事業所の職員の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定す

る就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

**第三条** 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対し障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 療養介護

(基本方針)

**第四条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の二に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第五条** 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第六条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

**第七条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第八条** 療養介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、療養介護事業所の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養介護事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(記録の整備)

**第九条** 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十七条第一項に規定する療養介護計画に係る記録
- 二 第二十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(規模)

**第十条** 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

**第十一条** 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づき



病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員及びその員数)

**第十二条** 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 一人
  - 二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した員数以上
  - 三 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上
  - 四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で利用者の数を二で除した数以上置かれている療養介護の単位については、その置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を、生活支援員の数に含めることができるものとする。
  - 五 サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。) 療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
    - イ 利用者の数が六十以下 一人以上
    - ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。
- 3 第一項の療養介護の単位は、療養介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合における療養介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。
- 4 第一項に規定する療養介護事業所の職員(同項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第十三条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第十四条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第十五条** 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

**第十六条** 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

**第十七条** 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に、療養介護に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、前項に規定する療養介護計画の作成（以下「療養介護計画の作成」という。）に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。

- 3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を定めた療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画の原案には、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて定めるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の療養介護計画の原案の内容について説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該療養介護計画を記載した書面を交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした後、当該療養介護計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
  - 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。  
（サービス管理責任者の責務）

**第十八条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外の事業所等における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - 二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。
  - 三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （相談及び援助）

**第十九条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

**第二十条** 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第二十一条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

**第二十二条** 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第二十三条** 職員は、現に療養介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

**第二十四条** 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(勤務体制の確保等)

**第二十五条** 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、その職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、その職員により療養介護を提供しなければならない。

らない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第二十六条** 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第二十七条** 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第二十八条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第二十九条** 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 療養介護事業者は、職員及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

**第三十条** 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第三十一条** 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第三十二条** 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

### 第三章 生活介護

(基本方針)

**第三十三条** 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第三十四条** 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第三十五条** 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に三年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

**第三十六条** 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域

- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(規模)

**第三十七条** 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域で知事が定めるもののうち将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

(設備)

**第三十八条** 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員及びその員数)

**第三十九条** 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分(知事が定めるところにより算定し